

防災庁の設置に伴う防災庁令、告示等の制定及び改正に関する
御意見募集（パブリックコメント）について

令和 8 年 9 月 1 4 日
内閣官房防災庁設置準備室

令和 8 年特別国会（第 221 回国会）において防災庁設置法（令和 8 年法律第 61 号）等が成立し、同年 7 月 17 日に公布され、同年内に施行することとされています。これを踏まえ、防災庁が所管することとなる防災庁令、告示等について新たに制定し、又は所要の改正を行う必要があります。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、案の作成の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。また、お電話での御意見は受け付けかねます。

記

1. 御意見募集対象

- 防災庁聴聞手続規則（仮称）案
- 防災庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する防災庁令（仮称）案
- 防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（仮称）案
- 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 16 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）の一部改正文案
- 防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（仮称）案
- 防災庁が関係行政機関として所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（仮称）案

2. 御意見募集期限

令和 8 年 10 月 13 日（火）まで（当日消印有効）

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

○ ウェブサイトの場合

以下の URL より送信可能です。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

○ 郵送の場合

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-4-6 赤坂グリーンクロス 18 階
内閣官房防災庁設置準備室宛

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、「防災庁の設置に伴う防災庁令、告示等案」と明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等をおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。